

新潟市立会人型電子契約サービス提供業務プロポーザル募集要領

1 趣旨

この要領は、新潟市立会人型電子契約サービス提供業務に係る契約の相手方となる事業者の選定に当たり、プロポーザルの実施方法その他の必要な事項を記すものです。以下の事項を承知のうえ、提案書等の提出をお願いいたします。

本プロポーザルは、本市が求める業務内容について提案を募集し、それを本市が評価することにより、業務遂行能力の高い者を受託候補事業者として選定するものです。

2 概要

(1) 業務名

新潟市立会人型電子契約サービス提供業務

(2) 履行場所

新潟市中央区学校町通1番町602番地1 新潟市財務部契約課

(3) 業務内容

新潟市立会人型電子契約サービス提供業務仕様書のとおり

なお、本仕様書は、基本的な業務内容を示したものであり、電子契約サービス利用に関する受託候補事業者を決定した後、仕様を適宜調整し契約締結をおこなう。

(4) 業務期間

ア サービス導入支援業務

契約締結日から令和6年9月30日まで

イ サービス提供業務

令和6年10月1日から令和9年9月30日まで

なお、この契約は地方自治法（昭和22年法律第47号）第234条の3に規定する長期継続契約のため、翌年度以降、予算の減額により契約の変更又は解除を行う可能性がある。

(5) 見積限度額

令和6年度	2,893,000円
令和7年度	1,254,000円
令和8年度	1,254,000円
令和9年度	726,000円
合計	6,127,000円

※上記金額には、いずれも消費税及び地方消費税を含む。

3 資格要件

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札に参加させないことができる事由など）の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加表明書提出時に令和5・6年度新潟市競争入札参加資格者名簿（業務委託）に登録されていること。
- (3) 参加表明書及び提案書類提出時に、新潟市競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領に基づく指名停止等を受けていないこと。
- (4) 次の申立てがなされていない者であること。
 - ① 破産法（平成16年法律第75号）第18条又第19条に規定する破産手続開始の申立て
 - ② 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て
 - ③ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立て
- (5) 法人及びその役員が、新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）に規定する暴力団、暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (6) 産業競争力強化法（昭和24年法律第98号）第7条の規定に基づく「グリーゾーン解消制度」（以下「グリーゾーン解消制度」という。）へ申請し、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号。以下「電子署名法」という。）第2条第1項に定めるものとして回答されたシステムサービスが提供できる者であること。
- (7) 「グリーゾーン解消制度」へ申請し、建設業法（昭和24年法律第100号）上義務付けられている建設工事請負契約に関する書面の交付を代替する措置として、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第13条の4第2項の技術的基準に適合するものとして回答されたシステムサービスが提供できる者であること。

4 参加申込書の提出

(1) 提出書類

- ・別記様式1 参加申込書 2部
- ・別記様式3 会社概要及び会社パンフレット 1部
- ・別記様式4 新潟市立会人型電子契約サービス提供業務類似業務実績一覧表 1部
- ・3（6）の要件を満たすことを確認できる書面（省庁からの回答書写し） 1部
- ・3（7）の要件を満たすことを確認できる書面（省庁からの回答書写し） 1部

(2) 提出期限

令和6年4月11日（木）から令和6年4月30日（火）までの午前9時から午

後5時まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）。

(3) 提出方法及び提出先

ア 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）

イ 提出先

〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1
新潟市財務部契約課物品契約係

(4) 参加資格の確認結果の通知

参加申込書を提出した者全員に対し、令和6年5月7日（火）までに参加資格の確認結果通知を書面で行う。

(5) 辞退

参加申込書提出後に参加を辞退する場合は、「辞退届」（別記様式5）を提出すること。

提出期限は、令和6年5月16日（木）午後5時までとする。

提出先及び提出方法は、(3)のとおり。

5 質問及び回答

(1) 質問受付期限

令和6年4月11日（木）から令和6年4月23日（火）までの午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）。

(2) 質問方法

別紙「質問書」（別記様式2）を電子メールに添付し送信すること。（電話及び口頭での質問は受け付けない。）また、件名等は以下のとおりとすること。

電子メールアドレス：keiyaku@city.niigata.lg.jp

件名：「(企業名・送信日)新潟市立会人型電子契約サービス提供業務にかかる質問書」

(3) 質問書に対する回答

参加申込書の提出があった事業者すべてに電子メールで回答するほか、新潟市契約課のホームページに掲載する。また、受け付けた質問とその回答は、本要領及び仕様書の一部として扱う。

6 提案書の作成要領

(1) 提出書類

次のアからカまでの書類を、書面6部及び電子データ（CD-R）1枚により提出すること。

ア 企画提案書

(ア) 「仕様書」及び「7 審査要領」を踏まえ、以下の項目について記載すること。

① 提供するシステム

- ・ システム全般の説明（操作性、業務効率化の観点を含め実際の操作方法を記載すること。なお、システムに不慣れな者への配慮や、契約締結までの作業が簡易であることなど、誰にとっても利用しやすいことに関して記載をすること。）
- ・ アカウントに関する事項（権限設定方法、閲覧制限、アカウント登録方法、ログ確認方法等）
- ・ 年度ごと又はサービス運用期間終了後の契約書データ返却方法等（クラウド上に保管されている契約書データの返却方法、電子署名の有効期間及び当該期間内のデータ参照方法等）
- ・ その他システムの特徴など（仕様にはない有用な独自提案）

② セキュリティ対応策

次に掲げるものについて、取得等をしているものを記載すること。

- ・ 情報セキュリティ管理・運用の基準となるISO/IEC 27017によるクラウドサービス分野におけるISMS認証取得
- ・ ISMAP（政府情報システムのためのセキュリティ評価制度）クラウドサービスリストへの登録
- ・ SOC2報告書（Service Organization Control Report）
- ・ 日本セキュリティ監査協会のクラウド情報セキュリティ監査による認定

③ 業務実施体制

- ・ 業務期間全体のスケジュール
- ・ サービス導入支援のスケジュール（マニュアル等の作成、運用開始時と同等環境の整備、サービス利用のために必要なデータ準備に関する説明、本市職員及び民間事業者向け説明会等）
- ・ 例規整備に関する支援（本業務に関連する改正例規の洗い出し及び新規制定例規が必要な場合の提案等）
- ・ 運用方法（利用者の権限設定やデータのバックアップ等）
- ・ 保守・サポート体制（障害発生時や操作等の問合せへの対応等）

④ 実績

- ・ 地方自治体及び民間企業へのサービス導入実績
なお、都道府県又は政令市へのサービス導入実績がある場合、それらを必ず記載すること。

⑤ 経費

- ・ サービス導入支援業務に要する経費（消費税及び地方消費税を含む。）とそ

の内訳（サービス導入に係る経費（説明会、マニュアル作成等））

- ・ サービス提供業務に要する経費（消費税及び地方消費税を含む。）とその内訳（月額利用料金（ランニングコスト）、その他必要な経費等）

⑥ワーク・ライフバランス等を推進する取り組み

- ・ 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく認定「くるみん認定」「プラチナくるみん認定」の取得
- ・ 厚生労働省のポジティブ・アクション普及推進に賛同する企業として、女性活躍推進の宣言状況。
- ・ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づく認定「えるぼし認定」「プラチナえるぼし認定」の取得。

⑦ その他（独自提案）

- ・ 独自提案については、提案の内容を具体的に記載し、支援の程度が分かるように記載すること。

(イ) 提案書は、A4版（一部A3サイズを使用したい場合は、折り畳んでA4サイズとすること）、横書き、左綴じとし、表紙に「新潟市立会人型電子契約サービス提供業務提案書」と標記し、余白に会社名を表示すること。なお、文字サイズは10ポイント以上とすること。

(ウ) 参加者は、1つの提案しか行うことができない。

(エ) 提出期限以降の企画提案書の差替え又は再提出は、認めない。

イ 別記様式3「会社概要」

ウ 財務諸表（直近事業年度単独決算の貸借対照表及び損益計算書）の写し

エ 別記様式4「類似業務実績一覧表」

オ ア（ア）②「セキュリティ認証制度」の取得状況を確認することができる書類

カ ア（ア）⑤に関する見積書（消費税及び地方消費税を含む。）

見積の総額及び下記項目ごとの内訳を記載すること。（様式任意）

- ・ サービス導入支援業務に要する経費とその内訳（説明会、マニュアル作成等）
- ・ サービス提供業務に要する経費とその内訳（（月額）利用料金 その他必要な経費等）

キ ア（ア）⑥該当するものについて、それぞれの取得等状況等を確認することができる書類

(2) 提出期限等

提出期限 令和6年5月16日（木）午後5時

提出方法 4（3）アと同じ。

提出先 4（3）イと同じ。

(3) その他

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量

法（平成4年法律第51号）によるものとする。

7 審査要領

(1) 審査方法

ア 選定の審査を厳正かつ公正に行うため、新潟市立会人型電子契約サービス提供業務受託候補者選定審査委員会（以下「委員会」という。）を設置し、企画提案書の審査及び評価を実施して受託候補者を選定する。

イ 審査は、事業者によるプレゼンテーション（実機を用いたデモンストレーションを行うこと。）をもとに行う。プレゼンテーションは、5月27日（月）に実施を予定しており、詳細については別途通知する。なお、プレゼンテーションの際に使用するPCは各自で用意すること。（スクリーン（1,500cm×2,000cm）及びプロジェクタ（エプソンEB-536WT、HDMIケーブル付属）を本市で用意するが、これらを各自で持参し使用することも可能。）

ウ 出席者は3人以内とし、この業務を担当する予定の管理責任者1人及び主担当者1人は必ず出席すること。

エ 実施時間は、提案する各事業者（共同提案を含む。）につき、プレゼンテーション50分以内、質疑応答15分程度とする。

オ プレゼンテーションは、企画提案書について行うこととする。なお、追加資料の配布は認めない。

カ プレゼンテーション及び審査は、非公開とする。

キ (2)に定める評価基準に基づき、委員会が、提出された提案書及びプレゼンテーションについて審査し、最も優れた提案を行った者と次点の者を決定する。

(2) 評価基準

審査項目	審査の視点	配点
1 提供するシステム		30
① システム全般の説明（操作性、業務効率化の観点を含め実際の操作方法を記載）	・ 市職員及び民間事業者の効率化が見込まれ、誰にとっても操作しやすいシステムか。	
② アカウントに関する事項（アカウント登録制限等）	・ アカウント登録の方法がわかりやすい又は適切か、アカウント数に制限はないか、利用者ごとに権限の設定は可能か。	
③ 年度ごと又はサービス運用期間終了後の契約書データ返却方法等（クラウド上に保	・ 円滑な契約書データの返却が見込めるか。	

	<p>管されている契約書データの返却方法、電子署名の有効期間及び当該期間内のデータ参照方法等)</p> <p>④その他システムの特徴など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 電子署名の有効期間が確保されているか、期間内のデータ参照方法が確実となっているか。 	
2	セキュリティ対応策		10
	① セキュリティ対応等 (情報セキュリティ管理運用・基準取得状況)	<ul style="list-style-type: none"> セキュリティ対応等の措置は十分か。(ISO/IEC 27017、ISMAP、SOC2報告書、日本セキュリティ監査協会のクラウド情報セキュリティ監査による認定) 	
3	業務実施体制		25
	<p>① 委託期間全体のスケジュール</p> <p>② サービス導入支援のスケジュール (マニュアル等の作成、運用開始時と同等環境整備、サービス利用のために必要なデータ準備に関する説明、市職員及び民間事業者向け説明会)</p> <p>③ 例規整備に関する支援 (本業務に関連する改正例規の洗い出し及び新規制定例規が必要な場合の提案等)</p> <p>④ 運用方法 (利用者の権限設定やデータのバックアップ等)</p> <p>⑤ 保守・サポート体制 (障害発生時や操作等の問合せへの対応等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年10月からサービスを円滑に利用できるスケジュールか。 サービス導入支援及び運用方法が適切か。 本業務に関連する例規整備の支援をおこなうことができるか。 利用者の権限設定やデータのバックアップを適切に運用することができるか。 本市に支店等を構えるなど、障害等の発生時に迅速に対応でき、操作等の問合せにも適宜対応できる体制となっているか。 	
4	実績		10
	① 地方自治体及び民間企業へのサービス導入実績	<ul style="list-style-type: none"> 円滑な導入が見込める実績があるか。 	
5	経費		10

	① サービス提供に要する経費とその内訳 (サービス導入に係る経費(説明会、マニュアル作成等)、(月額)利用料金、その他必要な経費等)	・適切な額が計上されているか。	
6	ワーク・ライフバランス等を推進する取り組み		5
	①ワーク・ライフバランス等を推進する取り組み実績 (「くるみん認定」「プラチナくるみん認定」取得状況、・厚生労働省のポジティブ・アクション普及推進に賛同する企業として、女性活躍推進の宣言状況、「えるぼし認定」「プラチナえるぼし認定」取得状況)	・働きやすい職場環境を整備しているか。	
7	その他(独自提案) 競合他者との差別化、優位性等、提案者としてのアピールポイント等を提案すること。		10
計			100

8 失格要件

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) 「3 資格要件」のいずれかを満たさないことが明らかとなった者
- (2) 参加表明書の提出後、期限までに辞退届を提出せず、審査に必要な提出書類を提出しなかった者
- (3) 本プロポーザル募集開始日以降、選定委員に直接、間接を問わず連絡を求めた者
- (4) 提出書類に虚偽の記載をした者
- (5) 見積書の金額が2(5)の見積限度額を超過した者

9 審査結果の通知

審査結果は、提案者それぞれに文書で通知するほか、新潟市財務部契約課のホームページに掲載する。なおホームページには、受託候補事業者及びその他の事業者の名称及び合計点数を掲載し、選定に関する評価内訳は、公表しない。また、審査結果等について電話等での問合せには応じない。

10 契約の締結

審査結果の通知後、受託候補者と契約の締結交渉をおこない、予定価格の範囲内で契

約書を作成の上、契約を締結する。ただし、その者が「3 資格要件」のいずれかを満たさなくなった場合、契約の締結を行わないことがある。

また、受託候補者と協議が整わない場合にあつては、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。なお、契約保証金は、新潟市契約規則（昭和59年新潟市規則第24号）第33条及び第34条の規定による。

1.1 担当課

〒951-8550

新潟市中央区学校町通1番町602番地1

新潟市財務部契約課物品契約係

電話 025-226-2213

FAX 025-225-3500

メール keiyaku@city.niigata.lg.jp

1.2 日程

期日	内容
令和6年4月11日（木）	募集開始
令和6年4月23日（火）	質問書提出期限
令和6年4月24日（水）	質問に対する回答期限
令和6年4月30日（火）	参加表明書提出期限
令和6年5月16日（木）	提案書・見積書受付期限 辞退届受付期限
令和6年5月27日（月）	提案審査会（プレゼンテーション）
令和6年5月29日（水）	審査結果通知

別記様式 1

年 月 日

(宛先) 新潟市長 中原 八一

住所
商号又は名称
代表者氏名

(押印不要)

参加申込書

新潟市立会人型電子契約サービス提供業務に係るプロポーザルについて、参加申込をするとともに、関係書類を提出します。

なお、参加資格の要件を満たしていること及び提出書類の記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

関係書類

- ・別記様式 3 会社概要及び会社パンフレット
- ・別記様式 4 新潟市立会人型電子契約サービス提供業務類似業務実績一覧表
- ・グリーン解消制度へ申請し、電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号）第 2 条第 1 項に定めるものとして回答されたシステムサービスであることを確認できる書面。（省庁からの回答書写し）
- ・グリーン解消制度へ申請し、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）上義務付けられている建設工事請負契約に関する書面の交付を代替する措置として、建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）第 13 条の 4 第 2 項の技術的基準に適合するものとして回答されたシステムサービスであることを確認できる書面。（省庁からの回答書写し）

(連絡先) 会社・部課名：

氏 名：

電 話：

別記様式 2

質 問 書

年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

(担当者

(押印不要)
)

1 件 名 新潟市立会人型電子契約サービス提供業務

質 問 事 項

別記様式 3

会 社 概 要

会社名	
所在地	
設立年月日	
資本金	
従業員数	
売上高	令和 年度 (令和 年 月 日～令和 年 月 日): 令和 年度 (令和 年 月 日～令和 年 月 日): 令和 年度 (令和 年 月 日～令和 年 月 日):
事業内容	

【留意事項】

- ・売上高欄には、直近3か年の売上高を記載すること。
- ・この用紙以外に、会社パンフレットを提出すること。

【本件の窓口のとなる担当者名】

所属・役職	
氏名	
電話	
F A X	
メール	

別記様式 4

新潟市立会人型電子契約サービス提供業務
類似業務実績一覧表

No.	受託業務名/業務内容	契約先	受託期間 (R0.0.0～R0.0.0)

- ・令和3年度から令和5年度までに受託した事業から、類似業務の実績を5つまで記載すること。
- ・本様式のほか、企画提案書においても、地方自治体及び民間企業へのサービス実績を記載すること。
- ・都道府県及び政令指定都市への導入実績がある場合、それぞれ1以上の実績を記載すること。

別記様式5

年 月 日

(宛先) 新潟市長 中原 八一

住 所
商号又は名称
代表者氏名

(押印不要)

新潟市立会人型電子契約サービス提供業務
プロポーザル参加申込辞退届

令和6年 月 日付で参加申込を行った標記プロポーザルについて、下記の理由により参加を辞退します。

理由：

新潟市立会人型電子契約サービス提供業務契約書

新潟市（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）は、新潟市立会人型電子契約サービス提供業務について、次のとおり契約を締結する。

- 1 件名 新潟市立会人型電子契約サービス提供業務
- 2 履行期間 令和6年 月 日（契約締結日） から 令和9年9月30日まで
- 3 履行場所 新潟市中央区学校町通1番町602番地1 新潟市財務部契約課
- 4 契約金額
 - ・サービス導入支援業務（契約締結日から令和6年9月30日まで）
総額 金 円（うち消費税及び地方消費税の額 金 000,000円）
 - ・サービス提供業務（令和6年10月1日から令和9年9月30日まで）
総額 金 円（うち消費税及び地方消費税の額 金 000,000円）月額及び各年度の支払いについては、別表「契約総額の内訳」のとおり。
- 5 契約保証金 免 除
- 6 特約条項 別紙のとおり
- 7 その他 特記仕様書など

この契約を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 新潟市中央区学校町通1番町602番地1
新潟市
代表者 新潟市長 中原 八一 印

乙

(別表)

(1) サービス導入支援業務 (契約締結日から令和6年9月30日まで)

総額 金 円 (うち消費税及び地方消費税の額 金 000,000 円)

(2) サービス提供業務 (令和6年10月1日から令和9年9月30日まで)

対象期間	年度額計 (税込)	消費税及び 地方消費税 年度額	賃借料 月額(税込)
令和6年10月1日～令和7年3月31日	0,000,000円	0,000,000円	00,000,000円
令和7年4月1日～令和8年3月31日	円	円	円
令和8年4月1日～令和9年3月31日	円	円	円
令和9年4月1日～令和9年9月30日	円	円	円
契約総額	円	円	円

新潟市立会人型電子契約サービス提供業務契約書 契約条項

(基本合意)

- 第1条 甲及び乙は、この契約条項（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書等（別添の仕様書、見本、図面、明細書及びこれらの図書に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令及び新潟市の条例・規則等を遵守し、この契約（この契約条項及び仕様書等を内容とする契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 乙は、甲に対し、電子契約サービス（以下「本サービス」という。）を提供し、甲はこれを利用する。
- 3 この契約を履行するために必要な一切の手段については、仕様書のとおりとする。なお、この契約の条項と仕様書等に定める事項が重複、抵触、矛盾する場合、又はこの契約に規定がなく仕様書等に規定がある場合は、仕様書等に定める事項が優先するものとする。
- 4 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。
- 5 乙は、この契約の履行に関して個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、個人の権利及び利益を侵害することのないよう個人情報を適正に扱わなければならない。
- 6 この契約条項に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 7 この契約と他の契約（甲及び乙間の合意を指し、その名称を問わない。）の条項に矛盾があれば、この契約が優先する。
- 8 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
- 9 この契約条項に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 10 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）の定めるところによるものとする。
- 11 この契約条項及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）、商法（明治32年法律第48号）及び政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）の定めるところによるものとする。
- 12 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 13 この契約に係る訴訟については、甲の所在地を管轄する裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(請求及び支払)

- 第2条 甲は、契約書で定める委託料及び賃借料（以下「委託料等」という。）を乙に支払うものとする。ただし、下記の場合において、甲が乙に支払うべきその月分の委託料等は、その月の暦日数に基づく日割計算によって算定した額とする。

- (1) 甲が月の途中で契約の全部又は一部を解除した場合

(2) 乙の責めに帰すべき事由又は天災、火災、盗難、その他両者の責めに帰すことのできない事由により、甲が1か月のうち一部でも機器を使用できなかった場合

2 乙は、前項の委託料等の当月分を翌月以降に、書面をもって甲に対して請求するものとする。

3 前項の請求は、甲が当月分の給付について行う検査に合格したのちでなければすることができない。

4 甲は、前2項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に委託料等を乙に支払わなければならない。

5 乙は、甲の責めに帰すべき事由により、前項に規定する期間内に請求金額を支払わなかったときは、当該請求金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定により財務大臣が決定する率を乗じて得た額の遅延利息を請求することができる。

(公租公課)

第3条 この契約に係る公租公課は、乙の負担とする。

(契約の保証)

第4条 新潟市契約規則（昭和59年新潟市規則第24号）第34条第6号の規定により免除する。

(権利義務の譲渡等の制限)

第5条 乙は、甲の書面による承諾がなければ、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は担保に供してはならない。

(転貸の禁止)

第6条 甲は、本サービスを第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

(再委託の禁止)

第7条 乙は、この業務の一部又は全部の実施を第三者に再委託してはならない。

(検査及び引渡し)

第8条 乙は、履行期間の始期までに仕様に基づき本サービスを、甲が使用できる状態にした後、甲に対して通知する。

2 前項の規定による通知があったときは、甲は、当該通知のあった後、甲の指定する期限までに乙の立会いを求めて検査を行うものとし、乙が立ち会わないときは、立会いを得ずにこれを行うことができる。

3 甲は、納入された本サービスが前項の検査（第5項の検査をしたときは、同項の検査。以下、これらを「検査」という。）に合格したときは、その引渡しを受けるものとする。

4 甲は、検査に不合格となった本サービスの全部又は一部について、期間を定め、修補あるいは代金の減額を乙に求めることができる。この場合においては、第21条の規定を準用する。

5 乙は、前項の修補をしたときは、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。この場

合における検査は、第2項の定めるところによるものとし、その後の手続については、前2項の規定を準用する。

6 乙は、検査及び引渡しに要する費用のほか、この契約の履行に要する費用を全て負担するものとする。

(履行滞の場合における違約金等)

第9条 乙の責に帰すべき事由により、履行期間の始期までに本サービスを提供することができないときは、甲は、乙に対し、違約金の支払いを請求することができる。

2 前項の違約金の額は、特に約定がある場合を除き、甲の指定する期日の翌日を起算日として検査に合格する日までの日数(検査に要した日数を除く。以下「遅延日数」という。)に応じ、遅延日数1日につき契約金額の1,000分の1に相当する額とする。ただし、履行期間の始期までに既にこの契約に基づく機器の一部の引渡しに係る部分に相当する委託料等の額を契約金額から控除した額を契約金額として計算した額とする。

(事故等の報告)

第10条 乙は、この契約の履行に支障が生じるおそれがある事故の発生を知ったときは、その事故発生の帰責の如何に関わらず、直ちにその旨を甲に報告し、甲の指示のもと速やかに応急措置を加えた後、遅滞なく、詳細な報告及び今後の方針案を書面により甲に提出しなければならない。

(成果物の納入)

第11条 乙は、仕様書又は甲乙協議の上で書面により定めた、乙が甲に納入すべきこの契約の目的物(以下「成果物」という。)を納入期日までに甲の指定した場所に納入しなければならない。

(秘密の保持)

第12条 甲乙は、この契約の履行上知り得た相手方の秘密情報(甲乙が相手方に開示する一切の情報であって、公に入手できない情報をいう。)を第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- (1) 開示を受けた際に、被開示者が既に所有していたもの。
- (2) 開示を受けた際に、既に公知であったもの。
- (3) 開示を受けた後に、被開示者の責によらずに公知となったもの。
- (4) 被開示者が、この契約の相手方又は第三者から守秘義務を伴わずに適法に取得したものの。
- (5) 被開示者が、開示を受けた情報によらずに独自に開発したものの。
- (6) 法令又は裁判所若しくは行政機関からの命令により開示することを義務付けられたものの。

(情報の目的外使用の禁止)

第13条 乙は、前条第1項の秘密情報であるかを問わず、この契約の履行上知り得た情報を甲の事前の承諾なしにこの契約の目的外に使用してはならない。

(データの返還)

第14条 乙は、年度ごと又はサービス運用期間終了後すみやかに、甲に対し保管されているデータを返還しなければならない。

2 前項にかかる費用は、乙の負担とする。

(契約不適合責任)

第15条 引き渡された本サービスがこの契約の内容に適合しないものであるとき（以下「契約不適合」という。）は、甲は、乙に対し、期間を指定して、当該機器の修補、代替物の納入若しくは不足分の納入（以下、これらを「追完」という。）又は契約金額の減額を求めることができる。

2 乙が前項の規定による追完に応じないときは、甲は、乙の負担により第三者に追完させ、又はこの契約を解除することができる。

3 前2項の請求は、契約不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、することができない。

4 甲は、契約不適合を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、第1項及び第2項の請求をすることができない。ただし、乙が納入の時に契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

5 第1項及び第2項の請求について、民法第562条第1項ただし書は適用しないものとする。

6 第1項及び第2項の請求は、甲の乙に対する損害賠償の請求を妨げるものではない。

(契約の変更)

第16条 甲は、必要と認めるときは、仕様書等の変更の内容を乙に通知して、仕様書等の内容を変更し、又は契約の履行を中止させることができる。

2 前項の要求事項の変更において、契約金額、履行期間その他の契約内容を変更する必要があるときは、甲乙協議の上で変更契約を締結する。

(予算の減額又は削除に伴う解除等)

第17条 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、この契約締結日の属する年度の翌年度以降において、甲の歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、甲は、この契約を変更又は解除することができる。

2 前項の規定によりこの契約の変更又は解除しようとする場合における必要な事項については、甲乙協議の上で決定する。

(履行期限の延長)

第18条 乙は、災害その他の乙の責めに帰することができない事由により甲の指定する期日までに、甲に対し第9条に規定する検査及び引渡しが完了できない場合は、速やかにその事由を明記した書面により、履行期限の延長を申し出なければならない。

2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により履行期限までに履行することができないときは、

履行遅延の事由、履行可能な期限その他必要な事項を明記した書面の提出を求めることができる。

- 3 前2項に規定する場合において、甲は、その事実を審査し、やむを得ないと認めるときは、甲乙協議の上で履行期限を延長することができる。

(一般的損害)

第19条 この契約の履行に伴い生じた損害については、乙がその費用を負担するものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合はこの限りでない。

(第三者に及ぼした損害)

第20条 この契約の履行に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、乙は甲に速やかに報告するものとし、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

- 2 前項の規定、又はその他の事項について第三者との間に紛争が生じた場合は、甲乙協力してその処理、解決にあたるものとする。

(甲の解除権)

第21条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めて催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

- (1) 履行期限までにこの契約を履行しないとき又は履行の見込みがないと認められるとき。
 - (2) 正当な事由がないのに定められた期日までにこの契約の履行に着手しないとき。
- 2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。
- (1) この契約の締結又は履行について、不正があったとき。
 - (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格その他のこの契約の相手方として必要な資格を失ったとき。
 - (3) 自己振出の手形又は小切手が不渡処分を受ける等の支払停止状態となったとき。
 - (4) 差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立てがあったとき、又は租税滞納処分を受けたとき。
 - (5) 破産手続開始、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始の申立てがあったとき、又は清算に入ったとき。
 - (6) 解散又は営業の全部若しくは重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき。
 - (7) 下請代金支払遅延等防止法(昭和31年法律第120号)第6条に基づき、中小企業庁長官が公正取引委員会に対して適当な措置を採るべき旨乙に対して請求したとき、又は同法第7条に基づき、公正取引委員会が乙に対して勧告したとき。
 - (8) 前各号に掲げる場合のほか、乙が、監督官庁から営業の許可の取消し、停止等の処分を受け、又は乙の事業に関し、監督官庁から、指導、勧告、命令その他の行政指導を受けたとき。

(9) 前各号に掲げる場合のほか、この契約条項の一つにでも違反したとき。

3 甲は、前2項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

4 乙は、第2項各号のいずれかに該当したときは、速やかに甲に報告しなければならない。

5 乙は、第1項及び第2項の規定によるこの契約の解除により損害が生じた場合であっても、甲に損害賠償の請求をすることができない。

(談合その他不正行為による解除)

第22条 甲は、乙がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令、独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令が確定したとき（独占禁止法第77条の規定により当該処分の取消しの訴えが提起された場合を除く。）

(2) 乙が独占禁止法第77条の規定により前号の処分の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて棄却又は却下の判決が確定したとき。

(3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害が生じた場合であっても、甲に損害賠償の請求をすることができない。

(反社会的勢力の排除)

第23条 乙は、甲に対し、次の各号の事項を確約する。

(1) 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、政治活動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。

(2) 反社会的勢力と次の関係を有していないこと。

ア 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって反社会的勢力を利用していると認められる関係

イ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど反社会的勢力の維持、運営に協力し、又は関与している関係

ウ 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係

エ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係

(3) 自らの役員（取締役、執行役、執行役員、監査役、会計参与、理事、監事、相談役、会長その他名称を問わず、経営に実質的に関与している者をいう。）が反社会的勢力ではないこと、及び反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

- (4) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
- (5) 自ら又は第三者を利用してこの契約に関して次の行為をしないこと。
- ア 暴力的な要求行為
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ウ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - エ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
 - オ この契約に係る資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が反社会的勢力に該当することを知りながら、その相手方と契約を締結したと認められる行為
 - カ この契約に関して、反社会的勢力を資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（オに該当する場合を除く。）であって、甲から当該契約の解除を求められたにもかかわらず、これに従わない行為
 - キ その他アからカに準ずる行為
- 2 乙について、次の各号のいずれかに該当した場合には、甲は、何らの催告を要せずして、この契約を解除することができる。
- (1) 前項第1号から第3号の確約に反したことが判明した場合
 - (2) 前項第4号の確約に反し契約をしたことが判明した場合
 - (3) 前項第5号の確約に反した行為をした場合
- 3 前項の規定によりこの契約が解除された場合には、乙は、甲に対し、甲の被った損害を賠償するものとする。
- 4 乙は、第2項の規定による契約の解除により損害が生じた場合であっても、甲に損害賠償の請求をすることができない。
- (解除に伴う措置)
- 第24条 乙は、甲が第21条第1項若しくは第2項又は第22条の規定により契約を解除した場合、機器の引渡しの前後にかかわらず、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期限までに支払わなければならない。
- 2 前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項の違約金の額を超える場合において、その超える分につき甲が乙に請求することを妨げるものではない。
- (賠償額の予定)
- 第25条 乙は、この契約に関して第22条第1項各号のいずれかに該当するときは、機器の引渡しの前後及び甲が契約を解除するか否かにかかわらず、契約金額の10分の2に相当する額の賠償金を支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、賠償金の支払を免除する。なお、この契約が終了した後も同様とする。
- (1) 第22条第1項第1号及び第2号に掲げる場合において、処分の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取

引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売に該当する場合その他甲が特に認めるとき。

(2) 第22条第1項第3号に掲げる場合において、刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項の賠償金の額を超える場合において、その超える分につき甲が乙に請求することを妨げるものではない。

3 前2項の場合において、乙が共同企業体、コンソーシアム等であり、既に解散されているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して前2項の額を甲に支払わなければならない。

(乙の解除権)

第26条 乙は、甲の責めに帰すべき事由又は災害その他のやむを得ない事由により契約の履行をすることができなくなったときは、甲にこの契約の変更若しくは解除又は履行の中止の申出をすることができる。

2 甲は、前項の規定による申出があったときは、契約を変更し、若しくは解除し、又は契約の履行を中止することができる。

3 乙は、甲の責めに帰すべき事由による契約の解除によって損害が生じたときは、甲に損害賠償の請求をすることができる。

(危険負担)

第27条 本サービスの提供前に生じた本サービスを提供の滅失、損傷等については、乙が危険を負担する。

2 本サービスの提供前に生じた災害その他の甲乙いずれの責めにも帰することができない事由によって機器が滅失したときは、甲は、この契約を解除することができる。この場合において、甲は、代金の支払を拒むことができる。

(費用の負担)

第28条 この契約の締結に要する一切の費用は、乙の負担とする。

(乙の責務)

第29条 乙は、甲に対して機器の利用技術を指導するものとし、甲が目的とする対象業務が合理的・効果的に処理され、甲の業績向上が図られるよう支援に努めなければならない。

(個人情報の保護)

第30条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(反社会的勢力からの不当介入等に対する措置)

第31条 乙は、この契約の履行に当たり暴力団又は暴力団員から不当な介入(契約の適正な履行を妨げることをいう。)又は不当な要求(事実関係及び社会通念に照らして合理的な事由が認められない不当又は違法な要求をいう。)(以下これらを「不当介入等」という。)

を受けたときは、直ちに甲に報告するとともに警察に届け出なければならない。

2 甲は、乙が不当介入等を受けたことによりこの契約の履行について遅延が発生するおそれがあると認めるときは、甲乙協議の上、履行期限の延長その他の措置をとるものとする。

(疑義の決定)

第32条 この契約について疑義が生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上決定する。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、この契約を履行するに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定されるものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この契約を履行するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3条 乙は、この契約の履行に当たって個人情報を収集するときは、この契約の履行に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4条 乙は、この契約を履行するに当たって知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、この個人情報取扱特記事項の遵守状況について、甲へ定期的に報告しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5条 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約を履行するに当たって知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6条 乙は、この契約の履行に当たって甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還等)

第7条 乙は、この契約の履行に当たって甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第8条 乙は、この契約の履行に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

(実地調査)

第9条 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約の履行に当たり、取り扱って

る個人情報の状況について随時実地に調査することができる。

(事故報告)

第10条 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(指示)

第11条 甲は、乙がこの契約の履行に当たって取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(契約解除及び損害賠償)

第12条 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。